

平成30年度第2回
東京都健康推進プラン21（第二次）
推進会議
施策検討部会

平成31年2月12日
東京都福祉保健局保健政策部

(午後3時30分 開会)

○中坪健康推進課長 では、定刻となりましたので、ただ今から平成30年度第2回「東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議施策検討部会」を開催いたします。

本日お集まりいただきました委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課長の中坪でございます。議事に入るまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

済みませんが、着座にて失礼いたします。

まずは、本日御欠席の委員の方について御紹介させていただきたいと思っております。

資料2-1、施策検討部会委員名簿を御覧ください。

日本フランチャイズチェーン協会の伊藤委員、日本フードサービス協会の石井委員、多摩市の伊藤委員、檜原村の野村委員でございますが、本日は欠席の御連絡をいただいております。

また、部会長の近藤委員でございますけれども、少し遅参するという連絡をいただいておりますので、しばらくの間、私が進行を務めさせていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元のクリップ留めの資料一式を御覧ください。

まず、次第がございます。その後、資料1から9をお配りしております。また、座席表と机上配布資料1から10の冊子類をお配りしております。この机上配布資料につきましては、会議終了後、そのまま置いてお帰りいただければと思います。

資料の不足等がございましたら、適宜事務局までお申し出いただければと思います。

また、お手元にある受動喫煙防止に関するグッズ、附箋とステッカーを置いておりますけれども、こちらもお持ち帰りいただければと思います。

なお、本会議につきましては、推進会議設置要綱の第12により、公開となっております。皆様の御発言につきましては、議事録としてまとめさせていただき、ホームページ上に公開させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

まず、検討体制とスケジュールについて説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。横の資料になります。こちらについては、「東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議の検討体制及びスケジュール」を示したものでございます。

上に「推進会議」とございまして、真ん中の左に「中間評価部会」、右に「施策検討部会」についての記載がございます。それぞれの内容についてはお目通しいただければと思いますけれども、親会として推進会議がありまして、その下の部会として、昨年度、今年度につきましては、中間評価部会と施策検討部会を開いております。

スケジュールを下に示しておりますけれども、このようなスケジュールを進めておりまして、中間評価につきましては中間評価部会において検討してまいりました。直近では、昨年12月21日に開催して、報告書案について検討したところでございます。その中

間評価の報告書に基づいて、現在、パブリックコメント中でございます。今後、パブリックコメントを受けまして、中間評価報告書の最終案を3月4日に開催予定の推進会議、親会において議論し、3月末に報告書を公表する予定としております。

今日の施策検討部会でございますけれども、その中間評価の結果を踏まえて、東京都健康推進プラン21（第二次）に関する具体的な取組について検討することとなっております。本日につきましては、平成30年度の取組と平成31年度の新規事業について御議論をお願いしたいと考えております。

引き続きまして、資料4を御覧ください。こちらは両面の資料でございます。こちらの資料につきましては、東京都健康推進プラン21（第二次）の推進に関する事業の今年度の取組状況について、まとめたものでございます。予算額もそれぞれ記載しておりますけれども、30年度の当初の金額となっております。こちらの健康づくりに関しては、第1回の部会でお示ししましたとおり、関連した事業が多数ございますけれども、今回御議論いただきますものは、都の予算事業のうち、東京都健康推進プラン21（第二次）の推進の体系に区分される事業であることを御了承いただければと思います。

まず、最初、がん予防・検診受診率向上事業について、御説明させていただきます。こちらにつきましては、机上配布資料5というクリアファイルに入っているものもありますので、そちらも併せてお目通しいただければと思います。こちらの事業につきましては、がん検診受診率向上のためにがん検診の必要性を伝えるキャンペーンとかイベントを実施しているものでございます。まず、1つ目は、「がん対策推進宣言」による機運醸成でございます。こちらは、8月にタレントのつるの剛士さんをがん検診受診促進アンバサダーに任命いたしまして、都知事が区市町村と企業とともに「がん対策推進宣言」を行うことで機運の醸成を図ったものでございます。2つ目は、乳がんの予防で、机上配布資料の中にも入っておりますけれども、ピンクリボンキャンペーンということで、乳がん検診の普及啓発のキャンペーンでございます。こちらにつきましては、今年度におきましては、町田市と板橋区との共催で実施いたしました。3つ目、こちらは大腸がん検診普及啓発のウォーキングイベントでございます。大腸がんを予防するためには適度な運動が必要ということで、例年、ウォーキングイベントを開催しておりますけれども、今年度は中野区との共催で実施させていただきました。4つ目は、子宮頸がん啓発でございます。子宮頸がんにつきましては、20歳から検診の対象ということなのですが、20歳の方は受診率が低いという課題がございます。そういう状況ですので、20歳、20代の女性をターゲットに子宮頸がんの受診を呼びかけるために、若い女性に人気のあるモデルとかタレントを起用した動画の特設サイトで公開するとともに、区市町村で実施する成人式会場にて放映させていただきました。本日、あちらの壁にこのイベントのポスターを掲示させていただいております。5つ目の主婦層向けのフリーペーパーなど、その他、様々な媒体を活用した普及啓発を実施していったところでございます。

次、がん検診実施体制の整備でございます。今のがん予防・検診受診率向上事業のここ

ろでがん検診の受診率向上のための様々な普及啓発を実施してまいりましたが、がん検診が適切に実施されて、質の伴った検診であることが非常に大切ということで、そのためにがん検診実施主体である区市町村への支援とか、検診を実際に実施する医療機関の人材育成の事業などを行っております。そちらをまとめたものがこちらになります。1つ目は、都の職員が、実際にごん検診の実施主体である区市町村に対して、連絡会ということで、いろいろな先進事例の紹介とか初任者研修などを行っているものでございます。2つ目については、訪問等による技術的支援ということで、実際にごん検診を実施している区市町村を都職員が訪問して、実態を把握して、課題の解決を図るために様々な支援を行っているところでございます。こちらは、今年度は14区市町を訪問したところでございます。3つ目のがん検診受託機関講習会から6つ目のマンモグラフィ読影医師等養成研修につきましては、それぞれのがん種ごとにつきまして医療関係者向けの講習会を実施しているところでございます。下から2つ目、がん検診の精度管理評価事業につきましては、がん検診の受診率のデータなどを区市町村別に集計し、公表するものでございます。こちらは、毎年インターネットで公表しております、今年度も3月に結果を公表する予定となっております。8つ目は、精密検査受診率向上・結果把握向上推進事業ということで、こちらは30年度の新規事業でございますけれども、がん検診の結果、要精密検査の受診対象者となった方全員が、残念ながら精密検査を受けるわけではないというところなんです。そういうところについて、精密検査の受診の有無とか、結果を適切に把握できる全都共通の仕組みが東京都では求められているところでございます。その仕組みを構築するためのモデル事業を、今年度は練馬区と、府中市、国立市、あきる野市をモデル地区として実施いたしました。こちらについて、3月に結果を公表できればと考えております。

次に、糖尿病予防対策事業でございます。糖尿病については、初期の段階では症状がないというところで、その対策が非常に大切と考えておりますけれども、発症者については、国レベルでいうと予備群も含めると1000万人程度いることも、近年、国民健康・栄養調査で報告されていて、引き続き対策をすることが重要と考えております。こちらについては、その発症予防とか、重症化、合併症の予防を図るために、動画の掲載とか、ブルーライトアップによる普及啓発、また、職域向けのシンポジウムなどを実施しております。机上配布資料6につきましては、今年度実施した糖尿病重症化予防シンポジウムのリーフレットを配布させていただいております。

この資料の一番下、ウェルネス・チャレンジ事業でございます。こちらは、一般的な食生活とか、身体活動・運動の分野におきまして、生活習慣の改善に関する普及啓発や環境整備を実施してきたところでございます。まず1つ目は、地域における食生活改善普及事業でございます。こちらについては、1日当たり350グラムの野菜を摂ることが望ましいという中で、1食当たり120グラム以上の野菜を使用したメニューを提供する飲食店を「野菜メニュー店」として都のホームページで紹介しているところでございます。9月末の時点で450店舗でございますけれども、昨年度末につきましては421店舗でした

ので、わずかですけれども、上昇傾向ではございます。3つ目はあと10分歩こうキャンペーンでございます。こちらについては、この写真にありますように、今年度は都営地下鉄の青山一丁目駅などをはじめとした都営地下鉄の3つの駅でこのような階段表示を始めさせていただきました。階段1ステップ当たり約0.1キロカロリーに相当することを視覚的に見ていただくことで運動を促すことを考えております。こちらの駅階段ステップ表示に加えまして、「TOKYO WALKING MAP」の運営を今年度も実施しているところでございます。こちらにつきましては、ここに記載がありますように、3月末の時点で34自治体359コースを掲載させていただき予定でありまして、こちらについては、確実に掲載自治体も伸びている状況でございます。

裏面を御覧ください。

こちらは、受動喫煙防止対策の推進でございます。昨年、東京都受動喫煙防止条例を制定、公布いたしまして、来年4月には全面施行となる予定でございます。条例におきましては、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止して、誰もが快適に過ごせる街を実現することを目的としております。人に着目した都独自のルールを構築したところでございます。こちらの条例の趣旨に基づきまして、都民や事業者の理解促進のために、専門相談窓口を設置している他、高橋尚子さんを「健康ファースト大使」として任命したイベントとか、ポスターや動画などによる普及啓発を現在実施しているところでございます。また、区市町村への支援といたしましては、普及啓発とか、公衆喫煙所整備の取組の財政的な支援、また、禁煙治療をする人の治療費を助成する、区市町村への補助を実施しているところでございます。

また、その下ですね。喫煙の健康影響に関する普及啓発でございます。1つ目は、大学生向けのイベントをタレントのゆうこすさんと専門の医師を招いてお越しいただいて、今年度、実施させていただいております。また、2つ目は、写真にありますけれども、ポスターコンクールの絵、ここに掲載しているもの以外もございますけれども、未成年者の喫煙防止コンクールを都内の小学4年生から高校生を対象に実施したものでございまして、今年度は、左の写真にありますように、知事の表彰も実施したところでございます。このような普及啓発を含めて、東京都健康推進プラン21（第二次）では喫煙率の減少という目標を掲げておりますので、喫煙率が減少するような取組を進めてきているところでございます。

その下、COPD対策でございます。1つ目は、都や区市町村が実施する主にスポーツイベントにおきまして、満18歳以上を対象にした肺年齢を測定する体験ブースを設置することで、COPDの認知等を向上するように努めているところでございます。こちらにも、写真がございまして、肺年齢測定もこのような体験をしていただくことで認知度を高めていきたいと考えております。こちらについても、机上配布資料8、COPDのリーフレットについて参考として机上に置かせていただいております。プランでは、COPDの認知度向上を指標としているために、都民にCOPDの早期発見や早期受診などの必要性を、このようなパ

ンフレットをもとに普及啓発を図っているところでございます。

その次、東京都健康推進プラン21（第二次）の推進でございます。こちらは、タイトルとしてはちょっとわかりにくいのですが、今まで説明していたような健康づくりの全体的な運営とか研修などを総括したところになります。本日の施策検討部会の運営とか、一般的な健康づくりの普及啓発、「とうきょう健康ステーション」というホームページを東京都で立ち上げておりますけれども、その費用などがここに掲載されております。一番下の健康づくり事業推進指導者育成研修ということで、いわゆる人材育成になります。こちらについては、プランの推進に係るテーマで25の研修を実施しております、今年度も無事研修が終わったところでございます。内容としては、がんとか、糖尿病とか、記載のとおりでございます。

その下は、職域健康促進サポート事業でございます。机上配布資料10でございますけれども、こちらは東京商工会議所と連携で昨年度から実施したところでございます。こちらにつきましては、本日出席の東京商工会議所の中村委員からも本事業について御報告いただければと考えております。

最後は、医療保健政策区市町村包括補助事業でございます。こちらにつきましては、健康づくりの実施主体である区市町村に対する補助の事業ということで、それぞれの区市町村が東京都が提示したメニューの中で選択していただいて、それに応じて様々な財政的支援を行うものでございます。例として、こちらに記載したようなものが挙げられるところでございます。

私からは、簡単でございますが、以上でございます。

順番が逆になってしまったのですが、近藤部会長が到着されましたので、急で申し訳ございませんけれども、御挨拶をよろしく願いいたします。あと、進行も引き続きよろしく願いいたします。

○近藤部会長 皆様、こんにちは。

まず、到着が遅れましたことをおわび申し上げます。貴重なお時間を無駄にして申し訳ございませんでした。

今、御報告いただきましたけれども、今年度最後の部会になります。ぜひこれまでの振り返りと、これから、来年度の企画について、忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

既に議事に入っておりますので、引き続き、議事を続けたいと思います。

今、中坪課長から説明がありましたけれども、最後に出た職域健康促進サポート事業等について、ぜひ委員の皆様からも御発言いただきたいと思います。

まず、中村委員、今年度の取組について御紹介いただけるでしょうか。

○中村委員 改めまして、東京商工会議所の中村でございます。

昨年に引き続きまして、この職域健康促進サポート事業を東京商工会議所で受託させていただいております。前回の委員会でも若干御報告させていただいたのですが、現在の状

況について、御案内させていただきたいと思います。

この事業なのですけれども、普及啓発と取組支援という2本柱で実施しております。最初の普及啓発は、今、中坪課長から御紹介がありました、こちらの机上配布10という資料、このリーフレットを用いまして、東京都内の中小企業、年間1万社を目標に、訪問をして、こちらの中の説明をさせていただきながら、職場での健康づくり、がん対策、肝炎対策、そういったものの普及啓発を行っていくというものです。

もう一つの取組支援が、その中でも具体的に会社の中で取り組んでいきたいという御意向のある中小企業様に対して、専門家を派遣いたします。おおむね5回程度まで無料で派遣をするという事業で、具体的な取組を支援するという形で進めさせていただいております。

今年度ですが、1本目の柱、普及啓発は既に9,000社以上の訪問を行いまして、間もなく1万社、恐らく年度内には1万2000社ぐらいまでは普及啓発ができるのではないかと見込んでおります。専門家派遣、取組支援は、既に100社以上の方からお申し込みをいただいて、今、順次専門家を派遣している状況であります。

この専門家なのですけれども、今、80名ほどの方に御登録をいただいております。この80名は、東京商工会議所が経済産業省から委託を受けて制度設計した健康経営アドバイザーという認定制度の中でも、具体的な企業支援ができるスキルを学んでいただいた健康経営エキスパートアドバイザーと言われる方々に御就任いただいております。こういった専門家の方かと申し上げますと、中小企業診断士が33名、社会保険労務士が32名、続いて、保健師の先生が13名、労働衛生コンサルタント、こちらは産業医の先生も含まれますけれども、7名で、健康運動指導士の専門家の方が4名ということで、一部重複ライセンスの方がいらっしゃいますので延べ数とはなりますけれども、こういった方々に、今、御登録いただいて、企業の支援に当たっていただいているというものであります。

具体的には、全5回と申し上げたのですけれども、まずは事前に企業の取組状況とか企業概要を伺うため、申込企業の方には、ヒアリングシートをお配りいたします。その上で、専門家が初回に訪問した際には、そのシートに基づいて取組状況の現状を確認するヒアリングを行います。2回目に訪問した際には、健康経営診断報告書を作っていただきまして、これに基づいて、企業さんに、その企業の課題とか現状、取組の方向性といったものについてフィードバックを実施するという形になっています。その際に、残り3回目から5回目までの支援計画も一緒に立てていただいて、具体的な支援に当たっていただくといったスキームで、今、動かしております。今年度は、専門家も多様化してきた中で、この5回の派遣の中で、専門家の引き継ぎがよく行われるようになったことが、昨年度と違った特徴かと思っております。具体的には、当初は、社会保険労務士や診断士が入っていたのですけれども、課題を整理する中で食事とか運動に課題があるということがわかりましたら、3回目以降は、保健師とか、健康運動指導士と一緒に連れて行って支援に当たるといった形で、各専門家が持っている専門性を生かして支援をしていくという形で、今、動かさせていただ

いています。

その引き継ぎは、保健師の先生にバトンタッチをしたいとか、あとは労務問題で問題があるということで、社会保険労務士の先生に見てもらいたいとか、そういった案件が多いのですけれども、中には、管理栄養士さんに来ていただきたいという希望もあるのですが、残念ながら80名の登録の中に、今、管理栄養士さんがいらっしゃらなくて、その辺もまた次年度に向けての課題と認識しているところであります。

今年度、100社以上の支援をしている中で、まだ集計できていないのですけれども、昨年度、31社支援した中では、具体的に、その企業さんが取り組みたいと思われた理由をアンケートでとっており、それに関しては、上位は、生産性を高めたいとか、社員を定着させたい、企業イメージを上げたいということで、昨今の人手不足の状況を反映して、人を採用していくとか、人の生産性を上げていくとか、人を定着させていく、そういったニーズが見えてきているなど感じるところです。

続いて、リスクの低減、リスクマネジメントですね。何か起きると、会社にとって大きなインパクトがありますので、そういった企業イメージを守るという意味でも、リスク低減のために取り組んでいきたいという企業さんがいる。こういった取組理由は、業績を上げたいとか、コストを削減したいというものよりも上位に上がってきていますので、そういったことが、今、経営者の方々の関心事なのかなと感じているところです。

それに対して、専門家の方々が指摘した事項の集計としては、一番多いものは体制作りができていないと指摘される企業が74%に上っています。大方、4分の3の企業さんは、社長がやる気になって取り組んでみようと思ったものの、まだその担当者をしっかり決められていないとか、担当セクションを決められていないとか、そういったことで体制がまだ整っていないので、専門家の指摘を受けて整えていっているということであったり、その後は、運動不足、運動作りというものとか、食生活で、これもまた時勢を反映していると思うのですけれども、受動喫煙対策なども32%で指摘されているなど、そういったテーマで専門家の方々も支援に入っていらっしゃるという状況であります。

今後なのですけれども、1本目の柱、普及啓発に関しては、一社でも多く普及させていただくほうが良いと考えておりますので、なるべくたくさんの企業を回れるように、協力いただける企業さんを募っていききたいなと思っています。

今年度のスタート時点では、アクサ生命さんと三井住友海上さんと連携協定を結びまして、こういった方々に企業訪問時にこのパンフレットで普及をしていただいているという形をとっておりましたが、一部報道もされましたが、地方銀行として初めて、1月31日付で、きらぼし銀行さんとの協定締結が決まりまして、これで3社目の企業が決まりました。これからきらぼし銀行さんの中でも健康経営アドバイザーを育成して、取引先企業さんへの普及に回っていただくことになっております。

その水面下で、他の生保損保さんを中心に、ぜひ一緒に取り組みたいという引き合いも来ておりますので、東京の職域での健康づくりを盛り上げていくために、そういった方々

と協力して進めていきたいと考えているところです。

一方で、取組支援については支援の質も大切かと思しますので、いろいろバックボーン、専門性のある専門家が集まって支援に入っていますので、こういった方々がチームになって支援できるように、専門家間の連携なども密にできるような仕組みを、今後、整えていければと考えているところです。

簡単ですが、私からは以上でございます。

○近藤部会長 中村委員、ありがとうございました。

大分活動が前に進んでいらっしゃるなという印象を受けました。後ほどまた議論の時間を設けますので、その時にお願いします。

あとお2人ほど委員から御発言いただきたいと思います。

1つ目は、資料5を御提供いただいています小山内委員、御説明いただいてよろしいでしょうか。

○小山内委員 東京スポーツ用品専門店協同組合の小山内です。よろしく申し上げます。

今、中村委員からのお話を受けて、そういうきっかけを都で与えられている影響もあって、非常にニーズが高まっているということで、今日ここにある資料5のところ、施策の遂行の過程で、多方面で健康増進意識がすごく高揚してしまっていて、さらにこのニーズの高まりとともに、サービスの提供のコンテンツが育ってきていますよということで、そのサービスを官民ともに活用し始めている実用事例を御紹介させていただきたいと思います。

これは今年度の実績になりますけれども、東京都内での主な健康プログラム開催事例紹介ということで、まず、1つ目に、警視庁さんの職員互助組合、こちらはお子様向けなのですが、親子走り方教室／親子運動遊びを開催しています。場所は、味の素スタジアムにあるフットサルコートを活用して、親子100組でやっています。概要としましては、親子の交流を目的に実施、親子でできる運動遊びや走り方の練習を提供させていただいています。これは、警視庁さんの福利厚生費用を活用して、働き方改革と連動しているのですかね。先ほど中村委員からお話がありましたけれども、人材の確保とか、職場のイメージの向上も背景にあるのかなと思います。

続きまして、足立区の事例を2つほど。

足立区のスポーツ振興課様と連携しまして、ウォーキング講習会を実施して、1月に実施が終わりました。これは区民の健康増進策として、御高齢者と成人女性を対象に開催しています。場所は2会場で、11月～1月にかけて延べ20回実施ということで、足立区さんの場合は、高齢者の運動増進もそうなのですが、成人女性の運動増進に非常に力を入れていらっしゃるということで、これは女性に特化したウォーキング講習会も、企画、実施されています。

続きまして、こちら子供向けになってしまうのですが、都のオリパラ教育予算がございまして、それを活用しまして、足立区内の小中学校、全部で28校に、走り方教室であったり、ヘキサスロン体験ということで実施させていただいております。ここまで

が官の取組事例になります。

続きまして、大手企業さんの事例紹介になってしまうのですが、まず、港区にある東洋水産様は社内運動会を企画・実施されました。社内運動会は、最近、よくテレビなどでも出るのでありますが、復活し始めていまして、昔は無理やり、我々なども走らされたりとか、いろいろとあって、社員旅行と一緒に嫌になってしまったイベントの一つなのですけれども、ここに来て、健康経営というか、職員の健康増進を目的に復活の兆しが叫ばれているところです。こちらは、関東工場敷地内ということで、非常に広い場所、自社の場所、自社のスペースを使って従業員向けの運動会を開催されています。人数は約1,700人ぐらい集まっています。

続いての事業は、中野区の丸井様ですね。こちらでは、ながら運動講習会とか、忍者学校をさせてもらっています。だんだん、ながら運動とか、忍者学校とか、よくわからなくなってきたと思いますので、その資料の下に、参考までにこういうパンフレットを挟ませていただいていますので、そちらを御覧いただければと思います。真ん中ら辺、13ページ、14ページですね。こういったオフィスで受けられる体験型セミナーという形で、先ほどの東洋水産様は、工場の敷地内の非常に広い場所で大運動会を開催されていますけれども、丸井様の場合は、丸井会館という自社のビルを活用して、非常に少ないスペースで、組合員様向けに開催されているのですけれども、組合員さん、定時というのも、シフト制ですので、人によって勤務時間がばらばらということで、ビルを使った小スペースの中で時間割を細かく決めながらサービス提供をされていました。従業員とその家族を対象に、交流を図る目的としてということで、こういった講習会を実施しています。

続きまして、千代田区のコニカミノルタマーケティングサービス様です。ここはオーソドックスですね。ウォーキング講習会ですが、こちらも人数が350人を対象でやっていますけれども、ウォーキング講習会という外を歩かなければいけないようなイメージをお持ちかもしれないのですけれども、これは社内会議室を活用して、従業員の健康増進を目的として実施しております。

続きまして、港区の日立ハイテクノロジーズ様も同様にながら運動ということで、ながら運動というのは、運動しない人に急に歩きなさいとか体操をきなさいと言っても、なかなかきっかけがないものですから、座りながら、仕事をしながら、何かできるような運動の幾つかを御紹介しながら、運動スイッチを押していくような講習会になっています。これは、非常に小スペースで開催可能ですので、社内会議室を活用して、これは延べ300人ほどで対応させていただいています。これが主な開催事例紹介です。

今、お手元に御覧いただいていますパンフレットなのですが、冒頭にも申し上げましたけれども、本当にニーズが高まっています、東京都で御配布の「健康のためのヒント集」というものもありますけれども、このような形で、要は、スポーツ業界でも、各社、積極的にいろいろな資料をお配りしています。前回も申し上げたかもしれないのですが、従来はスポーツ用品ということで、靴やら衣類やらということで用具の提供が主

体の業界であったのですけれども、近年のこういったコトの部分のニーズの高まりとともに、皆様に御提供する情報などもコトの部分が非常にクローズアップされてきているということを御紹介させていただきます。

手短ですが、以上です。

○近藤部会長 小山内委員、実際にその現場を見てみたいなという気持ちがしてくる御発表をありがとうございます。

続きまして、資料6を御提供いただいています大川委員、よろしく申し上げます。

○大川委員 東京法人会連合会の大川でございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に私どもの団体の活動について、簡単に説明をさせていただきます。

私どもの団体でございますが、連合会の傘下に48の法人会が各税務署ごとに設置されており、その各法人会の会員数が約13万社ということで、法人会、会員企業を通じて、健康関連の事業を広報を中心に実施しているところでございます。

事業を効果的に進めるために、平成26年3月に東京都福祉保健局との間で覚書を交わして協力して実施しているところでございます。

今日の資料でございますが、東京都福祉保健局の協力を得まして、ポスター、資料6-2ということで、東京都のロゴマークと私どものロゴマークを入れたものを1,000部作成して、東京都に500部、法人会に500部を配布して掲示をお願いしているものでございます。

これは2枚目の資料でございますが、平成28年度から実施しているものでございまして、都内の新設法人に対して法人会の公益事業を理解してもらうために、ダイレクトメールを実施しております。これは、連合会が直接、会員以外の新設企業に広報するものでございまして、そのDMに同封する資料の一つとして、資料6-1を同封しているものでございます。このダイレクトメールでございますが、年に2回、実施しております。第1回目は、2月～7月の間に新設された法人約2万社弱に対して、9月に実施します。2回目は、8月～1月の間に設立された新設法人、これも約2万社弱に対して、3月にダイレクトメールを実施しているものでございます。ダイレクトメールに関しましては、対象が新設法人ということで、目的としましては、事業を新しく始める経営者の皆様に対して、直接、早い段階から職場の健康推進がいかに大切であるかということを訴えるというものでございます。我々としましてもこのダイレクトメールを活用して今後もその重要性を訴えていきたいと考えているところでございます。

チラシの内容につきましては、その時々々の状況を考えまして、福祉保健局に協力をいただいで作成しているところでございます。今年度と前年度については、ストレスに関連するものでございます。その前の年につきましては、従業員の健康管理が生産性を上げたという事例を掲載したものを同封して配布したところでございます。この他にも、随時、当会のホームページにあるお知らせ欄において、東京都の健康推進に関する研修会や講演会

などの情報をアップすることとか、さらに各法人会にも広報の協力を求めているものがございます。直近にアップしたものにつきましては、今月、受動喫煙に関する施設管理者向けの研修会の御案内とか、喫煙室専門アドバイザーの事業の開始をアップしてお知らせしているところでございます。

今日の資料の他ですけれども、当連合会には毎月約1万4000部のニューズペーパーを発行しております、これは主に法人会の役員向けでございますが、役員といっても企業経営者であり、その方々を対象に、A3版の2つ折りの4ページのもの、さっと見には良い、適量な分量でございますが、こういったものを発行しております。これについても、福祉保健局から情報を提供していただき、記事掲載しているところでございます。直近では、昨年1月に「あなたが守る従業員の健康と生きがい」というシンポジウムの御案内とか、3月号には受動喫煙に関する条例の施行の広報を掲載しております。連合会以外でも、各法人会では独自に健康に関する各種事業を実施しております。

以上、簡単ではございますが、当団体の状況を説明させていただきました。ありがとうございました。

○近藤部会長 ありがとうございます。

今、御発表いただきました各委員の御説明、あとは事務局からの今年度の活動内容について、自由に御討議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

私からよろしいですか。

今の大川委員のダイレクトメールで新しく起業された会社にいち早く情報を送るということはすごく大切だと思って、起業してやる気もあるうちに、そういう健康経営が大事だよということを伝えることはすごく大事だなと思いました。例えば、それで興味を持った社長さんが、助けが欲しいとか、もっと聞きたいと思った時に、連絡する先はどこになるのですか。

○大川委員 同封しました資料に関しては、第一報が基本的に連合会に来ると思います。その同封する内容物によっては各法人会に行くケースも考えられますが、第一報は連合会と考えています。

○近藤部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

お願いします。

○倉橋委員 荒川区健康部長の倉橋でございます。

企業の皆さん、自治体の工夫とか、いろいろな説明を聞きました。私はこの分野の担当を十数年前に課長として担当しておりましたけれども、そのころから比べまして、本当に企業さんを初めとした皆さんと連携協力体制ができています。随分効果的な運動ができるようになったなということで、大変うれしく思って聞いていたところでございます。昔話にはなりますけれども、当時は、企業さんをお願いしても、そういう健康の大事さ、大切さといったものが、今ほど生産性とか、効率性、プレゼンティーズムとか、そういう概念も

当時はまだ一般化しておりませんでしたので、そういうようなところの観点で企業さんと共同でできるということは、当時、幾つか運動系の企業さんとはコラボを始めたぐらいだったのですけれども、今は非常に理解が進んで、積極的に協力できるような体制になってきたということで、今までの担当者の方々の努力が実ってきたかなと思っております。

とはいっても、これから協力の内容の充実の時期になるかと思いますので、ぜひこの路線で進めていってほしいなと思います。工夫については、企業さんもいろいろな工夫をしていることが見てとれました。自治体のほうでもいろいろな工夫をしているということも、先ほど担当課長さんから説明がありましたけれども、普及啓発活動、タレントさんを使ったり、資料にQRコードが全部ついているのですよね。そういうような工夫が随所にあって、階段とか、ライトアップとか、今までもやってきたのですけれども、ぜひそういう工夫をしていただきたいと思います。それから、企業さんと利害の方向が一致していますけれども、それをさらに双方の利益に持っていくことがこれから必要となる工夫かなと感じました。

感想ですけれども、どうもありがとうございます。失礼いたしました。

○近藤部会長 ありがとうございます。

私も全く同感で、この会議を最初に始めたのはいつか、ちょっと覚えていないのですけれども、数年前は、企業と、それこそ職域と地域での活動をどういうふうにつなげようかとか、まだそういうお話をしていたころなのですけれども、今は本当に職域で健康ということがすごく広がっているなと思います。ありがとうございます。

それでも、アドバイスを送っている企業は、今、1万社に行こうかというところなのですけれども、都全体では13万でしたか。先ほどの法人の数で言うと、まだまだたくさんあるのだなという思いもあって、欲張っていかなければいけないのだろうなとも感じました。その他、いかがでしょうか。特に、今年1年、都として取り組んできたことに対して御意見をいただければなと思いますけれども。

よろしいですか。

私が個人的に感じたことは、健康経営のアドバイスの質の管理というお話が確かにすごく大切だなと思ひまして、そういった面が標準化できるようになると、協賛企業も増えてきて、一緒にトレーニングをしているというお話でしたけれども、そういう協力の輪も広げやすいなと思ひました。そういう健康経営を進めるための質の管理の取組とか、そういったことについて、都として、今、何か考えていることはあるのでしょうか。どうアドバイスをしていったら良いのかとか、そういうあたり。

○中坪健康推進課長 まだ確実に客観的に質を担保するということまでは至っていないのですけれども、東京都としても、東京商工会議所さんに育成いただいたアドバイザーさんに、私がお話しさせていただいて、都の知見を付与するということはさせていただいています。そのシステムが始まってから2年目ですし、来年度も予算が成立すれば継続していきたいと考えておりますので、そこの質のところ、事業を進めて1年目をまずは始

める。3年目ぐらいだと、質というところはどんな事業でも問われるところかと思えますので、そこについても考えながら進めていただければと考えております。

○近藤部会長 ありがとうございます。

アドバイスもいろいろな形でできると思うのです。会社の中の環境を変えるというところから言うと、個別に社員さんに健康指導をするようなところの実質的な支援みたいになっている場合もあったりすると思いますので、こういうふうにやると良いよというあたりと、それをどう評価するのかということ、ある程度客観的に示せると良いなと思いました。ぜひそういった基礎的な研究になるのかわかりませんが、そういったところも都の役割としては大切なのかなと思います。

平野委員、何かございますか。

○平野委員 今、中村さんから出た健康経営では連携をさせていただいていますので、今、取り組んでいるものを2つほど、参考になるかなと思ひまして。まず、中小企業に対応するところなのですが、日本の中小企業の規模は、10名以下、あるいは5名以下とか、非常に小さい企業さんが多くて、健康経営は、政策ごとでやった場合に、1社で取り組むというのは非常にその取組は難しいのです。今、試し始めたことが、束ねるといいですか、10社とか5社単位で、健康経営を一緒にやる。今、試しているのは職種です。業種ではなくて職種同士で束ねる方向で考えています。今、九州でその施策を試していますが、東京で試せればと考えております。また御一緒にさせていただければ。職種同士だと、それぞれの利害が一緒ですので、邪魔をしないのですね。あとは協同組合とか、そういうものは非常に連携しやすいということもありまして、ある程度、束ねると健康経営施策でテーマを共有できるということで、今、実証の段階です。

もう一点、先般、健康経営フォーラムを、私どもといたしますか、NPO健康経営研究会主催で開催しました。当フォーラムは健康経営研究会主催のイベントとしては最も大きな会です。フォーラムの最後に事例紹介ということで発表させていただきましたけれども、具体的にはソネット・メディア・ネットワークさんというソニー系の会社ですけれども、先ほどの野菜を食べまじょうのチャレンジと非常に似ているのですけれども、ソネットさんはオフィスマルシェというものをやっています。当然野菜を食べまじょうということなのですが、なかなか食べまじょうと言われても一日分の摂取量は食べられないものでして、そこで、食べまじょうだけではなくて、自分たちで工夫しまじょうというものを入れているのですね。そうすると、2つの成果が出ました。一つは野菜を社員に食べてもらうという健康管理的なもの。いま一つは、自立型健康づくりですね。自分たちで考える健康。オフィスマルシェの二次的な成果は、コミュニケーションが生まれたところなのです。つまり、野菜を中で説明しながら売るのであるけれども、そこでもうちょっと詳しい内容をお話ししますと、社内でふだん余りしゃべらない中年の方がいらして、その方が毎回カボチャを買われるとのこと。何でカボチャを買うのかなと思ったら、カボチャのスープを作るのが趣味のかただったらしいのですね。

そこで、会社の中でスープ作りをしましょうということでカボチャのスープを作ったら、それが起点になってコミュニケーションが生まれたと。それから、オフィスマルシェそのものは健康管理だったのですけれども、そこから自律的な健康づくりに発展したと。それから、それぞれの社員さんが、皆さん、レシピを持ち寄るとか、ほとんど給食のようなスタイルができ上がった。この結果というのは、我々は健康管理プラス自律管理と言っているのですけれども、自律管理ができた。その自律管理が健康経営の中でとても大事なかなと考え、制度政策もとても大事なのですけれども、自分たちで考える、社員に考えてもらうということが視点です。

○近藤部会長 ありがとうございます。非常におもしろい。

しかも、自律管理は、セルフケア支援とか、あるいはプライマリーヘルスケアの考えにも通じる、自分たちの健康は自分たちで守る。それを会社とか政府とかが支援するということで、自分たちで楽しく健康づくりができる環境づくりの仕掛けになっているなど思いました。また、仕事の役割以外の誇れるものが職場にできるということはすごく良いなと思えました。ありがとうございます。来年度の活動内容を考える時のすごく良い示唆になったと思います。

どうぞ。

○倉橋委員 10社ぐらい集まってとか、あるいは組合単位でという話をお聞きしましたが、まさにそのとおりだと思います。効果があるのではないかと思います。私の関係しているところでは、東京の食品衛生組合の健康づくりというか、健診とか、健康イベントをやっているような組合の会議がございまして、そこに都の技監も参加されていると思うのですけれども、アドバイザーという形で何年かずっとかかわっていた経験があるのですが、そこでは、食品の個人事業主さんは糖尿病が多いのですよね。食品だから自分の食事に気を付けるかという、そういうわけではなくて、結構多くて、最初のアドバイザーとしての役割は個別の健康相談みたいな感じだったのですけれども、優秀な保健師さんが1人入りまして、健診のデータを次々にまとめ、イベントを企画し、これだけ良くなってきます、健診率も上がりました、土日の健診をやりましょうとかということをやりました。私もそれは非常に良いことですねと、この方針でやりましょうというアドバイスをしていたら、数年で、がらっというほどではないのですけれども、結構効果が上がってきてまして、皆さんも率先してウォーキングイベントとかに参加するように、今度、みんなでうちの地域のやつらを誘ってみんなで受けるようにしましたよとか、そういう発言が出てくるようになったのですね。だから、そういう意味で言いますと、その集合したレベルでそういう活動をしていくこと、それから、具体的なそういう企画力のあるような人間がそこに配置できるようにすることが大事だと思います。

でも、それをやった、組合の幹部の若手の人間がそういうところが大事だということに気が付いて、そういう方向にかじを切ったということがきっかけだったのですね。だから、そういう意識を持った人間が、キーパーソンの誰かを一人作って、そこで仕掛けていくこ

とは大変有効だという事例があったという経験を、この数年間でしております。

それで、一つ提案なのですけれども、例えば、そういうような取組事例を発掘して、すぐというわけではないのですけれども、健康企業都知事賞とか、そういうような発表あるいは企業活動を奨励するような仕組みを作ると、これは一番の後押しになるかなと思いました。

○近藤部会長 ありがとうございます。

経産省の健康経営銘柄は厳し過ぎると。そこまでいなくても、良いことをやったところは、ぜひもうちょっと軽く、その良いことに対して褒めてあげるということはすごく大事だなと思います。その辺の具体的な話は来年度の計画の議論のところでもた一つやりたいと思います。

時間の関係もありますので、議事を進めさせていただきます。ありがとうございました。

では、議事の2に入ります。まず、事務局から「平成31年度東京都健康推進プラン21（第二次）の推進に関する新規事業について」、説明をお願いします。

○中坪健康推進課長 まず、資料7を御覧いただければと思います。

31年度の新規事業について説明する前に、東京都健康推進プラン21（第二次）の中間評価について説明させていただきます。机上配付2にこの中間評価の報告書もございますので、併せて御覧いただければと思います。

今、御議論いただきましたような施策を、平成25年3月にこの東京都健康推進プラン21（第二次）を改定いたしましたから、毎年実施してきたところがございますけれども、こちらの東京都健康推進プラン21（第二次）につきましては、10年計画でいうところで今年度がちょうど中間の年というところで、今年度は中間評価を実施したところがございます。

中間評価の目的については、資料7の1枚目、右上に記載がございますけれども、左下にありますような総合目標及び3領域14分野のそれぞれの指標の達成状況を評価して、それを評価した上で目的達成に向けた課題を明らかにして、今後の施策に反映する目的で実施しているところがございます。中身については、簡単にではございますけれども、まず、資料7の右下が総合目標でございます、健康寿命の延伸、健康格差の縮小につきましては、それぞれ、A、Bという評価。健康寿命は全体として延びていますが、健康格差については不変という評価をさせていただいております。

めくっていただきまして、こちらは今の14分野についての主な指標評価と課題でございます。おおむねa評価が並んでいるかと思っておりますけれども、幾つかbもしくはcという評価となっているところかと存じます。こちらが、例えば、女性の飲酒とか、休養とか、そういうところについてはc評価になっているものもございますので、この後、説明させていただきます来年度の予算事業につきましては、このc評価となっているところについては、できるだけ新規事業として取り組んでいきたいと考えております。

3枚目につきましては、その中間評価から見えた課題と取組の方向性について、3つに

分類して課題を抽出させていただいております。課題の1つ目は、生活習慣の改善に向けた意識変容、行動変容ということで、ポピュレーションアプローチ的などところになります。課題②、世代や性別ごとに異なる指標の達成状況は、その逆の、ポピュレーションアプローチではなくて、ハイリスクアプローチのようなどところになります。課題③につきましては、生涯を通じて切れ目なく健康づくりに取り組むことができる環境整備ということで、いわゆる環境整備的などところ、ゼロ次予防的などところになるかと思っております。

このような取組の方向性を念頭にきて来年度に考えたものが資料8の新規事業案になりますので、そちらについて説明していきたいと考えております。

こちらにつきましては、右上に※印で記載がありますけれども、あくまで都議会において予算が可決された場合に実施するものでありますので、その点については御留意いただければと思います。また、先ほどの議事1と同じく、こちらは当局以外のところにおきましても様々な健康づくりに関係すると思われる事業がございますけれども、こちらについては、東京都健康推進プラン21（第二次）の推進に該当する新規事業、当課に関する事業についての御説明になることを御了承いただければと思います。

あと、全体的な資料の見方といたしましては、左上が事業名になっておりまして、右上は該当するプランの分野になっております。中段の点線の枠内は事業を実施する背景とか課題を記載しております。その右側のグラフなどにつきましては、課題を示す場合と事業のイメージを示す場合がございます。枠内の記載の内容により、矢印の位置が異なります。一番下が、新規の事業の内容になっているところでございます。

個別に簡単に説明していきたいと思っております。

まず、1つ目は、がんの分野におきまして、働き盛り世代を対象とした啓発になります。がんは先ほどの指標のところではいいですとaという評価になってはおりますけれども、それぞれのターゲットごとにはまだ課題があると考えております。左の点線内ですけれども、がんは男性で40代の後半で、女性は30代前半から死因第1位となりまして、その罹患率は40代から徐々に増加する。右のグラフのとおりでございます。そういうふうに働き盛り世代の方ががんに罹患するということもありますので、就業者のうち、約5分の1が罹患を原因に退職するという課題もありますし、就労継続者の年収は半分以下に減少してしまうということが右の円グラフから見てとれるかと思っております。子供にとっては、親のがんの罹患は精神的・社会的な発達とか心理的成長に大きな影響を与えますので、働き盛り世代のがん治療対策ということで、適切な受診による早期発見・早期治療が大切と考えております。そのため、来年度、一番下ですけれども、主にファミリー層を対象としたがん検診によるスタンプラリーを介した普及啓発を図っていければと考えております。また、机上配布資料5にありますように、個別のがん種ごとのリーフレットなどがございましたけれども、国が推奨している5つのがん、共通の啓発資材は東京都で作成してございましたので、共通の啓発資材を作成して、それを活用した広報を広く展開していきたいと考えております。

次が、2番目の糖尿病・メタボリックシンドロームの分野の事業として、糖尿病重症化予防のためのパンフレット等の作成でございます。糖尿病につきましては、先ほど今年度の事業で説明しましたが、糖尿病になると、糖尿病性腎症とか糖尿病網膜症といった深刻な合併症につながるおそれがあるのですけれども、初期の段階では自覚症状が乏しいので、右のグラフにありますように、未治療者とか治療中断者が約半数を占めているというところが大きな課題と考えております。なので、望ましい生活習慣に関する正しい知識とか、定期的な健診受診の必要性について普及啓発を図るとともに、要治療者に対する受診勧奨や重症化リスクのある者への個別指導の推進が必要と考えておまして、こちらについては、キーとしては、一番下ですけれども、医療保険者とか企業管理担当者向けのパンフレットを作成したいと考えております。その糖尿病の深刻な合併症については、実際の患者さんにインタビューなどをさせていただいて、体験談を含むものを作成し、そのリーフレットをもとに職域を通じて啓発を進めていければと考えております。

3番目、次を御覧ください。次は、飲酒の分野で、事業としては「女性の適正飲酒普及啓発のための川柳コンクール（仮称）」となります。飲酒の特に女性のところについては、評価がcといったことでもございました。飲酒をする人のうち、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の推移を見ますと、男性はほぼ横ばいなのですけれども、女性は増加傾向でもございました。適切な飲酒量とするために工夫している人の割合についても、女性は低下傾向でもございました。また、過度な飲酒ですね。そちらは、がんとか、高血圧とか、高脂血症、循環器疾患などを引き起こすとされておりますので、これはわかっているかとは思いますが、適正な飲酒に関する正しい知識の普及啓発は必要と考えております。今回、中間評価をして浮き彫りになったように、特に女性の方は男性よりも少ない飲酒量で健康に影響を及ぼす可能性もございますので、そこへの対策が必要と考えております。右の上に、ビールとか、清酒とか、こちらは生活習慣病のリスクを高める飲酒量ですけれども、1日当たりの純アルコール量でいいますと、成人男性は40グラム、成人女性は20グラム以上の飲酒を続けているとリスクが高まると言われている状況です。ですので、施策といたしましては、矢印以下ですけれども、事業者団体、これは具体的に言うとビール酒造組合という団体ですけれども、20歳以上の女性を対象に、適正な飲酒をテーマにした川柳を募集して審査・表彰を行っていきたいと考えています。こちらは、イメージとして、広報イメージがありますけれども、ここは本当に仮なのですけれども、応募者が、例えば、「ほどほどの量でほろ酔い酒一合」という川柳を応募してきたと。ただ、これだけで応募してくるとただおもしろいねとかで終わってしまうので、その下に都からの適正飲酒に対する解説というところで、この川柳と関連する形でこういうところが適正飲酒に大事だよみたいなアドバイスを貼ったものを返して、そちらを審査・表彰するというものがこちらですね。具体的には都営地下鉄などに貼って普及啓発する。併せて表彰していければと考えております。そちらについては、いろいろな媒体を通じて広報できればと考えております。まだ案の段階ですけれども、とにかくこのような形で適正飲酒を広

報していければということの一つ考えております。

次、4番目、喫煙の分野で、禁煙教育レベル別副教材の作成でございます。こちらにつきましては、先ほど申しましたように、昨年7月に条例が公布されたところでございます。都の責務として禁煙教育も明記されております。また、学習指導要領におきましてがん教育が位置付けられて、喫煙対策についても位置付けられたところでございます。ですので、健康影響に関する理解を深めるために、小・中・高校生が将来に向けて喫煙を開始しないための教育の推進がますます求められているところでございます。こちらについては、右に、過去にこのような副教材を作成してきたところでございますけれども、新たな条例を踏まえまして、小・中・高の保健体育の授業などに活用できる教材をまた作成いたしまして、各学校に配布していければと考えております。

次、5番目でございます。こちらは、栄養・食生活と高齢者の健康に関連する分野で、高齢者の食環境整備事業でございます。近年、フレイルという概念、こちらは右の上の図でございますけれども、右の軸が加齢で上が自立度というグラフになっておりますけれども、健康状態と要介護状態の真ん中に、こちらだと「虚弱状態（フレイル）」という図があるかと思っておりますけれども、こちらは、ポイントとしては、健康と要介護状態、両方に、右に行く矢印と左に行く矢印があるということがポイントでございます。このように、加齢とともに心身の活動量などが低下してしまうのですけれども、それが可逆的に健康に戻る状態というところがフレイルという概念で、近年、認知度が高まっているところでございます。そのフレイルという段階を経て要介護状態に陥ることから、高齢期に自立した日常生活を送るためには、栄養、運動、社会参加によるフレイルの予防・先送りが重要ということで、ここでは、低栄養対策に着眼しまして、新たな事業を考えております。矢印以下ですけれども、フレイルの原因である高齢者の低栄養を予防するために、コンビニエンスストアの事業者と連携した普及啓発、こちらは、絵で言うと、具体的には、コンビニと連携して、弁当で惣菜に使われている食品の種類を、ポップ、こちらは10種類、海藻とか、いもとか、卵とかがありますけれども、表示して、いろいろな栄養素がこの弁当に含まれているのだということを目で見えてわかるようなものを普及啓発できればと考えております。啓発資材の配布と併せて、ポスターの掲示などを考えているところでございます。もう一つは、配食事業者を対象とした講習会を実施したいと考えております。高齢者の方は、自分でなかなか料理をすることが少ないというところで、配食事業者ですね。お弁当を配達してもらうという方も近年は多いというところです。ただし、その配食事業者は、本来、栄養の観点を意識した料理を作成するべきなのですが、そのところについて栄養士の配置が必須ではないという状況もある中で、フレイルとか、バランスのとれた食事について、意識しないで料理が配食されている可能性もあるというところを踏まえて、右のところを実施内容案がございまして、高齢者の身体的な特徴とか、フレイル予防の食事とか、そういう注意点などについて講習会を来年度新たに実施できればと考えております。

次、6番目は、高齢者の健康及び社会環境整備の分野になります。こちらは、地元から発信する健康づくり支援事業になります。こちらも、先ほどの、フレイル対策の社会的フレイルと関係はいたしますけれども、地域で活動する団体数は増えているのですけれども、高齢者の社会参加とか、シルバー人材センターの会員数とか、近所付き合いの程度は減少傾向であります。週1回以上開催の通いの場への参加率は、東京都では残念ながら全国平均を下回っている状況です。地域のつながりというキーワードですけれども、こちらが豊かなほど住民の健康状態が良いことは報告されておまして、都民の健康を維持・向上させるためには、こういう地域や人とのつながりと健康との関連など、さらに周知を図る必要があると考えております。地域とか区市町村ごと、職域も含めてなのですけれども、先ほど倉橋委員にお話ししていただいたのですけれども、良い取組は多々あるというところもありまして、そういう取組を、そこだけでとどめておくのではなくて、横に知らせていくというところは非常に大事だと考えておりますので、矢印以下ですけれども、地域で健康づくりに取り組む団体とか事業所の活動事例の表彰や紹介をすることで、地域で活動する団体などの取組の活性化とか、地域活動への参加を促進できればと考えております。表彰式をさせていただいて、その表彰事例について事例集でまとめて、都民に広く普及啓発をさせていただければと考えております。

最後、7番ですね。こちらは、休養とか、こころの健康、高齢者の健康の分野になります。先ほど中村委員からも説明がございました職域健康促進サポート事業における普及啓発の充実というところで、それぞれの分野について、机上配布資料10に、健康づくり・がん対策・肝炎対策・感染症対策について記載がありますけれども、この中の健康づくりの中に、さらにこれらの評価がcであったりということで、まだまだ力を入れていったほうが良いというところについて追加していきたいと考えております。

その理由については、左の枠内にございますけれども、まず、休養につきましては、特に30～50歳代の働く世代については、睡眠が不足しているところとか、睡眠が不足している人は、こころのゆとりを持つことができない、余暇が充実していないという割合が高いところがございます。また、こころの健康につきましても、支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている者の割合が高いところがございます。また、高齢者につきましては、先ほどとも関連しますけれども、退職を見据えた高齢期の健康管理とか、社会参加の重要性などについて、職域と連携した普及啓発は非常に重要と考えておりますので、この職域健康促進サポート事業の普及啓発の対象に「休養」と「こころの健康」、「フレイル予防」について追加していきたいと考えております。

雑駁ではございますが、来年度の予算についての説明は以上でございますので、ぜひ御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○近藤部会長 ありがとうございます。

今、事務局から、中間評価の概要と平成31年度の東京都健康推進プラン21（第二次）の推進に関する新規事業の説明がありました。

御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

どうぞお願いします。

○倉橋委員 荒川区の倉橋でございます。

大変よくまとまっていて、要点が押さえられた方針だと思います。非常に良い方針で、まさにそのとおりだと思います。個人的には、糖尿病とたばこ対策を重点的にやっていただきたいかなと思っているところでございますけれども、このような状況で、大変よろしいかと思っております。

あと、個別の話なのですけれども、がんで、子宮頸がんのワクチンの接種率がちょっと悪いということで、世界的に見ると、最近のデータでは日本だけが子宮頸がんの率が下がってきていないという話も聞いているのですけれども、そこら辺のデータを私は正確に知っているわけではないのですけれども、そのような状況と、長期的なワクチン接種についての考え方というか、そこら辺があればお考えをお聞かせいただきたいということが一つ。

同様のことで、胃内視鏡検診が入りまして、ピロリ菌などの感染がかなりの胃がんの要素である、重要な要素であるということは常識になりつつあるところなのですけれども、少なくなったとは言いながら、若年層のピロリ菌感染があるということで、一部に若年層のピロリ除菌という試みも出てきていると思うのですね。そこら辺も、すぐに実施すべきとか、そういうことを言っているのではなくて、東京都としてそこら辺を今後どう考えていくのかということがこれから課題になっていくかなと思いますので、もし見解があればお聞かせいただきたいかなと思います。

○中坪健康推進課長 ありがとうございます。

まず、子宮頸がんワクチンにつきましては、国が接種勧奨の差し控えという状況でございます。確かに、WHOとか、産婦人科学会はすぐにでも接種勧奨したほうが良いという意見を出しているというところは、都としても認識しておりますけれども、国が現在接種勧奨差し控えという状況の中で、都が独自の見解を出すということは難しいと思いますので、ここにつきましては、国の見解に基づいていきたいと考えているところでございます。

もう一個、内視鏡のピロリ菌のところにつきましては、小学校とか、そういうところで健診で進めているところもあって、都内でもそういうふうに予防されている自治体があるという情報はつかんではおります。ただ、そのピロリ菌の検査については、がん検診はそもそも死亡率減少を本来は指標にすべきであって、そこについては、ピロリ菌の検査をして、そういう介入をすることが死亡率減少につながるかというところまでの検証がされていないというところになっております。そのところについても、国のがん対策の推進計画のところでも、新しい知見については、国で調べて新しい知見があったら通知等で示していくという形になっておりますので、ここについても東京都がピロリ菌の施策について推奨するという考え方は現在ではなくて、あくまでそれぞれ区市町村で実施しているところについては、それぞれの考え方で実施していると思いますけれども、都として推奨するというところでは現時点ではございません。

見解については、先ほどの子宮頸がんのところと同じなのですけれども、あくまで国の研究の動向を見守っていくというところで考えているところでございます。

○近藤部会長 倉橋委員、よろしいでしょうか。

○倉橋委員 妥当な見解かなとは思いますが、こういう見解あるいは研究の評価も、だんだん変わっていく、進歩していく部分もあります。世界的な流れもありますし、がん予防の考え方が劇的に変化することも、今はある時代でございますので、それについては、来年どうこうというのではなく、長期的な見通しに立って、検討を続けていってほしいなと考えております。

○近藤部会長 ありがとうございます。

私個人としては、HPVワクチンはすぐにも産婦人科学会の言うように再開したほうが良いのだろうと思っておりますけれども、実際、私の周りの意見を聞くと、あのワクチンだけはまだ何か心配と言う親御さんが多いなと思っております。これは行政の対応が曖昧になっているところ、そういう不安を示している、可及的速やかに都として国としてどうするのかというところは決めていかなければいけないのだろうなと感じています。

なので、もちろん厚労省が何かアクションを起こした時に、都としてもすぐにそういう対応ができるように準備しておくことは大切だと思いますし、たばこの場合は、国に先んじてより突っ込んだことができましたので、必ずしも国に合わせなくても良いかなとも思いますので、その辺は一つの自治体のフットワークの軽さを生かして、とはいっても東京都はかなり大きいですが、やるべき時はやるという姿勢も時としては大事なのかなと、個人的には思っています。

その他、いかがでしょうか。

○平野委員 今、御説明のあったところ以外になってしまうかもしれないのですが、高血圧は多くの医療費がかかるといわれています。がん対策、糖尿病、そこに生活習慣改善推進事業の中に高血圧が含まれていますが、これは独立したものとして扱ってははどうでしょう。高血圧対策として。

○中坪健康推進課長 高血圧対策は、一つ言えば、分野で言えば循環器疾患の一つの原因なので、分野で言うと循環器疾患対策に入るかと思っております。あと、領域2のところ、食塩、減塩するという目標も掲げていますので、そこも掲げているかと思っております。今回、高血圧対策というところで、新たな施策を個別に展開しているわけではないので記載してはいたのですが、そのようにそれぞれの分野で関連するところ高血圧対策の減塩対策、循環器疾患対策というところでは、施策としては実施しているのかなと思っております。

○平野委員 わかりました。

○近藤部会長 他、いかがですか。

私からよろしいですか。

5番目の食環境整備事業の配食事業者さんへの講習会とか、こういうふうに業者さんに

対する支援はすごく良いなと思いました。例えば、これをさらに具体的に何かやろうとした時に、一つのアイデアなのですけれども、すごく健康に良いお弁当を業者さんが作った時に、そのお弁当を都としてヘルシー弁当みたいに認定してあげるとか、そういう応援の方法もあるのかなと思いました。そのように頑張る民間の活動を応援することは、すごく行政の役割として大切だなと。

先ほども健康経営の都の基準で表彰したりとかも良いのではないかなという意見が出ましたけれども、他には、例えば、たばこ対策も、結構民間のいろいろな動きが出ていますよね。私の知り合いがやっている話だと、完全禁煙の美味しいお店をキュレーションするウェブサイト、ケムランというサービスがあるのですよね。煙らずにおいしく食べられるお店を紹介するサイトで、外国のゲストの方が来ると、たばこが吸えるレストランは絶対に困るので、ケムランで検索して、非常に便利です。ケムランは文京区と連携して、文京区内で登録店舗を増やそうということをやっているみたいなのですけれども、都としてもそういう民間の活動を連携して、そういうものを積極的に紹介するとか、そういうアプローチもあるのかなと思います。

あと、知っているところで言うと、スポーツに絡めると、ゆるスポーツ協会は御存じですかね。最近、すごく有名になっていますけれども、本格的なスポーツは高齢の方とか障害があると難しい場合があるのですけれども、そのバリアがかなり低くて、緩くて誰でも楽しめるといういろいろなスポーツを開発していて、非常におもしろいのですよね。そういうものとオリパラに向けて連携してみるとか、そんな民間活動を支援できると良いななどと感じました。

その他、いかがですか。

どうぞ。

○平野委員 今の部会長のお話の続きになるかもしれませんが、この5番目は、食環境整備ということで、フレイル、多分これはサルコペニアとかも入ってくるのでしょうか、筋力の話とかということが、この後、食だけに限らず他の施策との組み合わせが相当出るのではないのですかね。先ほどミズノさんの施策を御発表いただきましたけれども、これは身体を動かすプログラムと組み合わせるといったほうが効果的なのかなと感じまして、そのことです。

○近藤部会長 そうですね。高齢者の通いの場事業などで、今、サロン事業が増えていて、ボランティアの住民の方々がいろいろなことをそこでやっていますけれども、悩みはコンテンツ不足なのですよね。毎回イベントをやらなければいけないので、次、何をしようかと悩んでいる方がいて、例えば、資料5でお配りいただいたミズノのビジネスソリューションというものがありますけれども、お金がかかってしまう話になってしまうかもしれないのですけれども、うまくやって、こういう高齢の方でも安全に楽しめるスポーツとかというものをコンテンツとして提供できたり、それを都として応援したりとか、まさにスポーツ用品専門店協同組合と連携して、組合員さんに呼びかけてみるとか。組合員さんたち

も、地域でサロンなどの活動が行われていることを多分知らないと思うのですよね。

○**小山内委員** ちょっと触れていただきましたので、補足して。

先ほどお話があった、要は、健康経営なり健康づくりの場が、結果として、コミュニケーションを生んで違う形で成長していくという変化の過程で、我々が気づいたことは、要は、場を作るということが非常に機能しているなど感じます。動く場を提供する中に、食事のコンテンツを織り込んだり、何かしら気づきのものを提供したりという、どちらかというところという事例紹介です。我々が健康づくりに邁進していますということよりも、我々の引き出しが社会のいろいろな課題解決の何かきっかけづくりに非常になっているという実例です。

ですので、企業さんも、自治体さんも、To be continuedで、喜んでいただいたその場を活用して、ここぞとばかりに、食べ物はもっとこうしたほうが良いですよとか、測定は積極的にしたほうが良いでしょうとかという場を作るには、非常にスポーツの力は、みんなの気持ちをまとめるのに非常に有効かなとは感じています。まさにお2人がおっしゃりたかったことはそういうことなのかなと思いました。

○**近藤部会長** ありがとうございます。

今日は、産業労働局からもお越しいただいていますけれども、労働、勤労の支援というお立場から今日の御議論に何か御意見等がありますか。

○**御厨産業労働局雇用就業部労働環境課勤労者支援担当課長代理** こちらでやっているのは働く方の心の健康づくりということで、11月にシンポジウムだったり、あと、中小企業振興公社に健康づくりの講座を委託事業でやっていて、使用者向けの講座だったり、労働者向けの講座をやっているところなのですけれども、それで心の健康というところで、こちらもかかわらせていただいているところでございます。

○**近藤部会長** ありがとうございます。

どうぞ。

○**小林委員** 保健所の小林です。

先ほどの高血圧のところでもありましたが、循環器疾患に関しまして、昨年12月に脳卒中・循環器病対策基本法が成立したと聞いております。今後、ある意味、そうすると、特出しではないのですけれども、何かしら計画とか施策が、今もやっているのだけれどもという感じで来るのかなと想像しているのですけれども、何か情報等々はおありでしょうか。

○**中坪健康推進課長** 現時点で個別の新しくできた法律に基づいて何かするというところで、具体的な計画があるわけではございません。議員立法系でそういう個別の疾患について新しい計画がどんどんできていく中で、一個一個また独立の計画を作ることはなかなか大変な状況でございますけれども、この健康増進法に基づくプランの中にも含まれておりますし、ただ、おそらくあちらの法律は医療も含まれるということで考えれば、保健医療計画の中でも循環器疾患については記載してありますので、何を独自で考えるかというところ

ころはあるかと思いますが、今回の中間評価においても、他の関連する計画と整合性をとりながら作っていくというところがありますので、そういう全体的なところを見ながら、今後、考えていきたいと考えております。

○近藤部会長 ありがとうございます。

その他、いかがですか。

さっきの話にちょっと戻りますと、結構職場のメンタルヘルス対策でストレスチェックをやって、私も産業医をちょっとやっているのですが、社員から相談希望がある場合とか、相談しなければいけない場合に産業医などのスタッフは出てきますけれども、実際は相談する人はほとんどいないですよ。個別に相談するよりも、場を作るというほうが良いのだろうなということはすごく思うのです。要は、働いていけば鬱にならない職場を作るということなのですが、そういう時に、ならないのではなくて、メンタルを上を上げるという意味でも、スポーツとか、さっき職場の運動会とありましたけれども、余り厳しく、義務にならない程度に、そういったイベントを開催したりということを進めることも健康経営として大切なのだろうなどと感じています。

何かそういったところで皆さんの団体等で都と連携できるようなことがありましたら、ぜひ具体的な御提案をいただきたいと思います。

健康保険協会、何か最近の健康経営に関して動きがおありですか。全然ないですか。

何か他に全体を通して御意見等がございましたら。大丈夫でしょうか。その他、いかがですか。

では、ひとまず、今後の新規事業についての御議論を続けても構いませんが、全体を通して御意見等がございましたら、いただければと思います。これまでやってきた本年度の活動、また、今後の活動について、この会のあり方についてとか。

また私からで恐縮なのですが、複数の企業で一緒に健康づくりをするということは、本当に画期的だと思っていて、今まで日本の産業保健の問題は50人未満の事業所にやる義務がないというところを克服できる可能性がありますよね。今の健康経営アドバイザーの枠組みで、そういうことを促すことは可能なのですか。

○中村委員 現在では、そういった動きはなかなか難しくできていないのが現状です。ただ、人数として、産業保健を、今まで50人以上の事業所になれば義務、入れなければいけないとなっていたものが、だんだん中小企業もそのマインドセットが変わってきて、50人未満であってもきちんとした産業保健サービスを入れなければいけないのではないかとマインドが変わってきている面がありますので、そういった企業さんに対して、今、少人数の事業所にも、安価に産業保健サービスを提供する会社も出てきています。そういった会社さんの中には、特定のエリアにある企業さんを幾つか束ねて、一回そこに産業医の先生が行けば、何時間かごとにその近くの企業さんを回って、産業保健サービスを提供して帰ってくるということで、より低価格に、負担をかけずにプロのサービスを受けられるということを展開されている事業者さんも出てきていますので、逆に、東京みたいに事業

所が密集しているようなところでは、可能性があるではないかと感じるようです。

○近藤部会長 その辺は、何か協会としてアレンジをして、特定地域で一定のアドバイスを受けた企業さんに集まってもらって、一緒にイベント的なことをやるとか、そういうものも楽しそうだなと思います。

○中村委員 とはいえ、なかなか御近所ということは難しいのです。なかなか企業同士が御近所で集まってということは難しいので、そういった組合さんとかが旗を振って、同業種で近くにあるのであればという形が現実的かもしれません。

○近藤部会長 そういうイベントにぜひ「TOKYO WALKING MAP」を活用していただくとか、そんな事業同士の連携なども考えていただけると良いのかなと思いました。

その他、いかがですか。

○倉橋委員 部会のことなのですけれども、今年度は中間評価部会と施策検討部会ということで、中間評価が終わるとこれが再編されるのかなとは思いますが、どういう形を考えているのかということがあれば伺いたい。

それから、1点、この会議でもそうだったのですけれども、職域といいますか、企業さんとの協力体制が非常に進んできたということがあるので、どういう検討体制で部会を作るにしろ、企業さんと自治体のほうと健康づくりのほうの合同会議というか、連携・協力体制が確保できるような形で、来年度以降、会議を設計してもらえればありがたいなと思います。

○近藤部会長 貴重な御意見をありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○中坪健康推進課長 御意見ありがとうございました。

今の中間評価部会と施策検討部会になる前の部会の枠組みとしたら、地域部会と職域部会というところで検討してきた経緯がございます。それぞれの時は、今の委員の方々にも御参加いただいております。

今、倉橋委員がおっしゃったとおり、最初に作った時はそういうふうにそれぞれで検討するということだったのですけれども、今回、こういうふうに議論していただいて、本当に職域と地域の垣根が狭まってきた中で、この枠組みはすごく良いのではないかと考えておりますので、来年度は、中間評価部会については、基本的には中間評価を終了ということで、施策検討部会を、今年度は2回開催しましたけれども、今のところの予定では来年度3回開催して、そのうち1回は地域・職域の連携について特に集中的な議論ができるような形にしていければと考えておりますので、今、倉橋委員がおっしゃったような形で、より地域と職域の連携をつなげていって、施策につなげていくような議論を進めていければと考えております。

御意見ありがとうございました。

○近藤部会長 具体的な地域と職域の連携というと、今回、次年度の計画でいうと、例え

ば、どんなものがありますか。

○中坪健康推進課長 例えば、6番のようなところで、地域でそのような事例は各区市町村であるかなと思いますので、各区市町村で把握しているような地域と職域の連携は、まだ我々も知らないものがあるのかなと思っておりますので、そういうものを掘り起こしていければと考えております。

○近藤部会長 そうですね。あとは、連携というか、働いている時期から、退職して地域に戻る、そこでがさっと生活環境が変わってしまうのですけれども、そこはシームレスにサポートをしたいというか、会社をやめたから本当にかくと孤立するのではなくて、地域でうまくこういう受け皿がありますよというところを、働いているうちから理解してもらったりアプローチをするということも、たしか、地域部会と職域部会を一緒にする時に出てきた話だったかなと思いますので、ぜひそういう視点で職域の健康づくりと地域の健康づくりを連続的にするような施策を検討していただければと思います。

○平野委員 ちょっと歴史を振り返るような話なのですが、NPO健康経営研究会は11年前に設立しました。その時、ちょっとおもしろかったのは、そもそもヘルシーカンパニーというものは、アメリカでそういう概念がありまして、その日本版かという質問も結構あったのです。それは違いますという答えなのですが、もともとヘルシーカンパニーというのは個人の健康づくりというところからスタートをしていて、ヘルスマネジメントの日本とのやり方は全然違うのです。日本は組織ということが非常に大事で、組織の中でということは、日本の場合でいうと中小企業が非常に多いというのもそうなのですが、中小企業の中で何かできないか。会社組織の個々の社員の能力とか資質とかという評価をするのではなくて、組織そのものを評価していくということがもともとの健康経営の考え方なので、ですから、NPO健康経営研究会という名前を考える時に悩んだのは、ヘルシーカンパニージャパンとか、そういう名前を付けようかなという案もありましたが独自の名前を付けようということで、健康経営にしたのです。

余りこんな話はしないのですが、その当時開催した、第1回フォーラムの時に、議論したのは出口なのです。つまり、健康経営を実施するとどんな恩恵が会社や社員にあるのか。もちろん、効率とか効果というところでの生産性が上がるという話もあったのですが、従業員さんの満足、企業さんの満足を両立しないと話にならない。そこで、福利厚生は非常に大きなテーマでした。福利厚生は、会社がやってあげるといふ福利厚生の方法もあると考えています。自分たちでつくる自律的な福利厚生というやり方も当然あるの、健康経営の場合は、自分たちで作る福利厚生に重きを置いて考えていました。

健康経営の成果について、すぐに会社の生産性を上げましようとか、会社の健康度を上げましようとかという、数値的な尺度や、量的なものではかるといふ以前に、心とか、心理的な部分ですね。その中のコミュニケーション、触れ合いとか、その辺での効果が、新しい福利厚生の考え方があれば、それが非常に役に立つのかなと、振り返って、そんな感じがしました。

○近藤部会長 貴重な視点だと思います。ありがとうございます。

国内もあるのかもしれないですけども、健康経営に近いような概念で、企業をスコアリングして、そういう優良企業に投資しようというものがありますね。ESG投資とか、健康経営もその対象になるのだらうなと思って、投資家にとっても魅力的な枠組みになりつつあるというところですので、そういうふうに良い活動にお金が回るようなことも起きてくる、そこに健康づくりの施策として都としてどうかかわっていくかなどということも考えてやると良いなと思っています。

どうぞ。

○平野委員 加えていいですか。

その時、第1回目のフォーラムの時に、今の福利厚生的なものを表現する時に、アメリカも、今、委員長がおっしゃったように、投資なのですね。人に幾ら投資できるか。その魅力が健康の中にある。

その一つの例として挙げたものが、アトランタにあるホーム・デポという、いわゆるDIYの会社です。その会社の本社に行きますと、入り口から、ほとんどスポーツというテーマで構成されています。入り口に自転車があり、まさにスポーツ、運動できる施設があり、まさにコミュニケーションするところがあって、どこに事務所があるのかなというところなのですけども、最近ではそういうオフィスが随分増え始めたと思うのです。アメリカなどでは、オフィスらしくないオフィスがすごく増えています。日本でも働き方は大きなテーマです。日本の場合、どうも制度・政策的な部分、いわゆる決め事の中で働き方を決められてしまっているように感じられます。働き方は、まず、風土ではないかというところがありまして、健康経営研究会を設立した当時も、制度よりも風土を初めに作ったほうが良いだろうということを随分議論してきました。

風土は、それぞれの会社の持ち味が生きないと風土にあった健康経営ができ上がらないというところがありまして、制度の中でマニュアルを作っても、多分マニュアルを生かせる会社は本当に限りがあって、数%しか合わない。3%とか、5%とか、1桁ぐらいしか合わないと思います。風土を生かすということは、それはその会社の良さを生かすということなので、そこで新しい考え方、働き方の考え方を作るというものも健康経営の中のテーマにはあったのですね。その頃、働き方という言葉は使っていなかったのですけれども、自律的な福利厚生はその中で健康経営の役に立ったというお話です。

○近藤部会長 そういう企業が増えていただきたいですね。

○平野委員 そうですね。

○近藤部会長 働いているだけで元気になってしまうというね。

他、いかがでしょうか。

そろそろお時間が迫ってまいりましたので、言い残すことがなければ。

下川委員は、何かございますか。

○下川福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長 本当に、職域と地域の連携ということで、

いろいろな取組が進んでいるのだなということをもたまた勉強させていただきまして、ありがとうございました。

1点、先ほど、この資料8の5番の食環境、フレイルというところで、運動もというお話がございましたけれども、この資料の中には載っておりませんが、机上配布2の中間評価報告書では、108ページから109ページにかけて、そのフレイル・ロコモティブシンドローム予防と介護予防ということで少し記載していただいている部分がございます。

高齢社会対策部で、区市町村が介護保険の制度の中で取り組んでいる介護予防活動などを支援しています。介護予防はどちらかというと今まで運動中心で、住民主体の通いの場を増やしていこう、参加する高齢者を増やしていこうというところなのですが、その通いの場の取組に、多職種が連携できるように区市町村への情報提供などをさせていただいており、来年度の新規事業としては、普及啓発を都民向けに、介護予防とかフレイル予防を含めて、基本的な考え方とか理解が深まればということで、ホームページの作成など、発信ができるようなことを新たな取組として考えたいと思っているところでございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

通いの場もいろいろな形で活用されるとおもしろいなと思っています。私の知っている大森にある牧田総合病院だったかな。「みま～も」という活動をしているところですが、商店街の中に「おおもりの語り」という集いの場があって、商店街とか協賛企業さんがその運営に当たっていて、一緒に医者による健康教室みたいなものをやれば、近くのカフェの店長さんがおいしいコーヒーの淹れ方をやったりとか、片付けの工夫とか、いろいろなコンテンツでそこでイベントをやるのですね。だから、健康だけにしてしまうと本当に健康づくりに関心がある人しか来なくなってしまう中で、そういうふうに行けばおもしろいことをやっているという場を作って、その中の一部として介護予防とかも入っているみたいな活動をしていて、そういうところがあると、患者さんが退院して、地域で暮らす時の受け皿というか、通いの場が、楽しい生活の場を提供することにもなって、病院の職員にとってもありがたい活動になるなというお話を聞いて、すごく良いなと思いました。ぜひそんなふうに商工会と連携した事例が増えていくと良いなと思います。

正確な名前は忘れてしまったので、議事録の時に訂正します。

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、本日は長時間にわたって御討議いただきまして、ありがとうございました。

これをもって、平成30年度第2回施策検討部会を閉会といたします。

事務局にお返しいたします。

○中坪健康推進課長 本日は、多くの貴重な御意見をありがとうございました。

皆様からの御意見を踏まえまして、健康推進プラン21（第二次）における新たな取組を進めてまいりたいと思います。

また、本日は、先ほどからも話がありましたように、施策検討部会としての最後の会議

となります。委員の皆様方におかれましては、2年間の任期、熱心な御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、資料9といたしまして、御意見シートを後日メールにて送付させていただきます。本日の議題につきまして追加の御意見がもしございましたら、2月22日の金曜日までにメールかファックスで送付をいただければと思います。

最後に、事務局から3点連絡がございます。

資料がたくさんございますので、もし郵送を希望される方は、机上に残していただければ、郵送させていただきます。

また、机上配付資料1～10がございますけれども、こちらについては、残していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、お車でお越しの方につきましては、事務局で駐車券を用意しておりますので、お申し出いただければと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

(午後5時26分 閉会)